

## 随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

### 1 対象契約

令和3年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量、設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

### 2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

### 3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

### 4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

### 5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

## 随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和3年04月01日	情報システムサーバ設置に係るデータセンター賃借及び保守管理委託	231,132,000	上下水道局総務部 総務課	西日本電信電話株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和3年04月01日	システム運用支援業務委託	26,730,000	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和3年04月01日	水道料金系システム保守業務委託	17,325,000	上下水道局総務部 総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
004	令和3年04月01日	電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（イントラ系）	27,152,400	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
005	令和3年04月01日	電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（料金系）	18,242,400	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
006	令和3年04月01日	セキュリティ管理システムサーバ（SEP）等の移行作業委託	22,000,000	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
007	令和3年04月01日	共通基盤内部FW及び基幹サーバNW装置の構築作業委託	16,918,000	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
008	令和3年04月01日	料金系ネットワーク管理機器等の運用保守業務委託	7,788,000	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
009	令和3年08月19日	データセンター共通基盤通信装置の構築作業委託（その2）	7,876,000	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
010	令和3年04月01日	イントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等の運用保守業務委託	6,794,700	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
011	令和3年04月01日	イントラネットパソコンの賃貸借及び保守管理（その1-2）	5,805,096	上下水道局総務部 総務課	富士通リース株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
012	令和3年09月01日	京都市上下水道局南部拠点整備事業における庁内LAN環境構築業務	84,040,000	上下水道局総務部 総務課	株式会社京信システムサービス	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
013	令和3年05月10日	琵琶湖疏水の魅力向上に向けたプロモーション等業務	8,281,570	上下水道局総務部 総務課	株式会社JTB京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
014	令和3年06月14日	琵琶湖疏水記念館に係る観光案内機能充実等業務	13,000,000	上下水道局総務部 総務課	公益社団法人京都市観光協会	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 随意契約一覧表

整理  
番号

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	令和3年07月01日	琵琶湖疏水記念館における「KYOTOGRAPHIE」運営企画業務	7,499,800	上下水道局総務部 総務課	一般社団法人KYOTOGRAPHIE	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
016	令和3年08月16日	琵琶湖疏水記念館コーヒースペース等運営業務	7,499,800	上下水道局総務部 総務課	株式会社エビスデザイン	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
017	令和3年08月02日	琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた整備計画等作成業務	19,800,000	上下水道局総務部 総務課	UDS株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
情報システムサーバ設置に係るデータセンター賃借及び保守管理委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
西日本電信電話株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
231,132,000円
- 7 契約内容  
当局にて使用している人事給与システム、契約管理システム等の情報システムサーバや、ファイルサーバ、メールサーバ等のイントラ管理サーバ等の機器について、外部のハウジングサービス専門施設（データセンター）にて設置管理する。
- 8 随意契約の理由  
京都市上下水道局における重要な情報システムサーバ等について、外部のハウジングサービス専門施設（以下「データセンター」という。）にて、設置管理しようとするものであり、平成14年4月にiDCイニシアティブが発表した「iDC活用ガイドライン」に準拠し、ハウジングサービス専門施設が備えるべき設備、運用、資格及び立地条件等を一般的かつ必要最小限示したものである。  
平成19年12月に策定した「情報システムを構成するサーバ等の専用施設への移設について」に基づき、旧情報化推進課機械室に設置していた滞納・休止・検針HTシステム（現在のm i n a m o）、イントラネット、財務会計システム、人事給与システム等の基幹情報システムのサーバ等について、西日本電信電話株式会社京都支店が所有するデータセンター（以下「現データセンター」という。）へ移設し、平成20年5月から現在まで、随意契約にて設置管理委託を行ってきている。現データセンターには18のシステムがあり、現在の契約者以外の業者と新たな契約を締結する場合、すべての情報システムサーバ等を一斉に、新たに契約を締結する業者が所有するデータセンター（以下「新データセンター」という。）へ移設する必要がある。  
また、情報システムサーバ等の移設だけでなく、ネットワークの再設計、システム移行テスト等の作業やこれらに係る費用が別途必要となる。  
さらに、移設を行う場合には、長時間のシステム停止や、移設時の機器破損のリスクが伴うため、

現データセンターでの設置管理を継続することで、システムの安定稼働を維持することができる。

以上の理由により、京都市上下水道局における重要な情報システムサーバ等の運用管理体制を維持し、安定稼働を図るために、本件においては、現データセンターの供給者に契約の相手方が特定されるものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

システム運用支援業務委託

### 2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

### 3 契約締結日

令和3年4月1日

### 4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス

### 6 契約金額（税込み）

26,730,000円

### 7 契約内容

水道料金系システム（平成23年1月運用開始）と連携する各周辺システム、各営業所等に配備したパソコン、プリンタ、ハンディターミナル及びデータセンタに設置したサーバ並びにネットワーク機器等全般の安定的な業務運用を維持するために、業務システム運用管理者に対する支援を、専門知識を持ったシステムエンジニアに委託するものである。

### 8 随意契約の理由

運用管理の対象となる業務システムや機器等はすべて料金系ネットワーク上で稼働しており、各システムの動作環境やシステム間のデータ連携は同ネットワークと密に接続するものである。

また、一般に調達可能な機器類で構成されているため、障害が発生すると、原因の特定が難しく、責任の所在が曖昧になり対応が遅れる場合がある。このような場合に、ネットワークを含め各周辺システム全体を俯瞰し、原因を切り分けて対応方針を速やかに決定し、保守業者等に的確な指示をすることが必要である。

さらに、広範囲に影響を及ぼすシステム停止のリスクを避けるため、各種の予防措置を日常的に実施しなければならないが、そのためにはネットワークや各周辺システムも含めた運用資料を集約的に管理し、かつ機器の稼働状況やシステム間の連携を監視することで、早い時期に危険を察知し対策を講じる必要がある。これらの作業には、当局の業務運用に関する知識や経験と、料金系ネットワークをはじめ水道料金系システムと連携する各周辺システム、ハンディターミナル等の一連となったシステムについての豊富な知識を持った者の支援が必要であり、他の事業者が実施した場合、水道料金システム及びこれと連携する各周辺システムの運用が停止する等、当局の根幹である料金業務等の運用に重大な影響が生じるおそれがあり、これらシステムについて開発及び保守を行って

いる事業者でなければ、的確かつ十分な支援を得られない。

以上により、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、一者に限定されるため随意契約を採用することとしたい。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本件の委託作業に必要な知識と実績のある事業者は、水道料金系ネットワークを構築し運用を受託しており、また、水道料金系システムと連携する各周辺システム及びハンディターミナル等を開発した株式会社京信システムサービスだけであり、同者を選定するものである。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水道料金系システム保守業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
17,325,000円
- 7 契約内容  
平成23年1月から運用を開始した新たな水道料金系システムを安定的に運用するため、運用支援、障害対応及びシステム改修等のシステム保守の作業等を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本システムは、上下水道局の基幹的業務である料金業務を支えるシステムであり、システム障害が発生した場合は局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼすことになる。  
同システムは、日本電気株式会社の開発した製品である水道営業総合システム「Hyper Aqua ハイパーアクア・上下水道料金業務ソリューション」のパッケージ基盤を利用し、既に同社が開発した共通モジュールを組み合わせ、さらに京都市上下水道局向けに業務システムの本体部分を独自開発したものであり、本委託業務を行うためには同システムの内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握している者でなければ実施できない。  
以上により、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、開発業者である日本電気株式会社に限定されるため随意契約を採用することとしたい。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（イントラ系）
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
27,152,400円
- 7 契約内容  
局内イントラ系ネットワークに係る設備機器全般についての企画・開発・導入、ヘルプデスク、ネットワーク管理及びトラブルメンテナンス等を専門的な知識と経験を有するシステムエンジニアに支援を委託する。
- 8 随意契約の理由  
局内イントラ系ネットワークに係る設備機器全般は、相互に接続する構成であり、これらの調達及び当該ネットワークの構築は本契約相手先が行ったものである。当該ネットワークは市行政業務情報システム及び各種内部情報システムが稼働し、インターネットにも接続しており、当局が日々の業務を遂行する上で重要な基幹ネットワークであることから、これを一元的に管理運用し、安定稼働を図るために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（料金系）
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
18,242,400円
- 7 契約内容  
局内料金系ネットワークに係る設備機器全般についての企画・開発・導入，ヘルプデスク，ネットワーク管理及びトラブルメンテナンス等を専門的な知識と経験を有するシステムエンジニアに支援を委託する。
- 8 随意契約の理由  
局内料金系ネットワークに係る設備機器全般は，相互に接続する構成であり，これらの調達及び構築は本契約相手先が行ったものである。当該ネットワークは水道料金システムや総合地図システムが稼働しているお客さまサービスを遂行する上で重要な基幹ネットワークであることから，これを一元的に管理運用し，安定稼働を図るために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
セキュリティ管理システムサーバ（SEP）等の移行作業委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和3年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
22,000,000円
- 7 契約内容  
上下水道局イントラ系ネットワークにおける、各端末でのウイルス対策機能等を管理し、電子情報のセキュリティを確保する為のシステムに係るサーバ等の新旧更新整備（供給、構築及び保守管理）に関する作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
当該ネットワークは、行政業務情報システムをはじめとする情報系システムを運用しており、これらの接続するシステムが相互に通信装置等を通じて密接に関連している。  
当該ネットワークの構成要素に起因して不具合が発生した場合、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められ、当該ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本整備を実施すると、責任区分が不明確になるとともに、迅速な原因究明や故障修理などの対処が困難になる。  
さらに、当該ネットワークの構成や設定内容は、情報セキュリティを確保する上で非常に重要なものであり、セキュリティ保護の観点においても、外部の者への提供は最小限としなければならない。  
以上の理由により、既存の設備等の機能を損なうことなく当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し、安定稼動を図るためには、全体の構成や設定を熟知している既存設備の供給者に契約の相手方が特定される。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
共通基盤内部FW及び基幹サーバNW装置の構築作業委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和3年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
16,918,000円
- 7 契約内容  
京都市上下水道局イントラネットに係る京都市共通基盤システム接続用機器、イントラネットに係るサーバ用ネットワーク装置等の新旧更新整備（供給、構築及び保守管理）に関する作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
当局イントラネットは、行政業務情報システムをはじめとして本市の重要な業務システムの基盤ネットワークとして運用中であり、接続機器等を通じて相互・密接に関連しているため、当局イントラネットシステム全体の構成及び設定を熟知している業者が作業を行う必要がある。また、ネットワーク構築に起因して障害が発生した場合には、速やかに原因の切り分けや復旧作業を実施できることが求められているため、当局イントラネットシステムの保守管理業者以外の業者では、責任の範囲が不明確になるとともに、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、契約の目的を達成することができなくなる。  
さらに、当局イントラネットの構成や設定情報は、ネットワークセキュリティにおいて非常に重要な情報であり、セキュリティ保護の観点において、むやみに外部の第三者に提供することはできない。  
以上の理由により、一元的な保守管理体制を維持し、当局イントラネットシステムの安定稼働を図るため、既存の供給設備の調達先相手業者との随意契約を採用する必要がある。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
料金系ネットワーク管理機器等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
7,788,000円
- 7 契約内容  
局内料金系ネットワークに係る管理サーバ群及び通信機器等を正常かつ安定的に運用するための保守作業や障害対応等の業務を委託するものである
- 8 随意契約の理由  
本機器は、局内料金系ネットワーク上で稼働する水道料金系システムをはじめとする料金業務を支える各種システムのセキュリティを確保し、安定的に運用する上で必要不可欠なものであるため、不具合が発生した場合に、速やかに原因の切り分けや復旧作業を求められる。本契約の相手方は既存設備の供給者であることから、当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持しながら、本整備を実施するために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

データセンター共通基盤通信装置の構築作業委託（その2）

2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

3 契約締結日

令和3年8月19日

4 履行期間

令和3年8月20日から令和3年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2

株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

7,876,000円

7 契約内容

上下水道局イントラ系ネットワークにおいて、上下水道局業務システム（財務会計システム及び人事給与システム）を利用するに当たり必要となる通信設備の新旧更新整備（供給、構築及び保守管理）に関する作業を委託するものである。

8 随意契約の理由

当該ネットワークは、行政業務情報システムをはじめとする情報系システムを運用しており、これらの接続するシステムが相互に通信装置等を通じて密接に関連している。

当該ネットワークの構成要素に起因して不具合が発生した場合、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められ、当該ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本整備を実施すると、責任区分が不明確になるとともに、迅速な原因究明や故障修理などの対処が困難になる。

さらに、当該ネットワークの構成や設定内容は、情報セキュリティを確保する上で非常に重要なものであり、セキュリティ保護の観点においても、外部の者への提供は最小限としなければならない。

以上の理由により、既存の設備等の機能を損なうことなく当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し、安定稼動を図るためには、全体の構成や設定を熟知している既存設備の供給者に契約の相手方が特定される。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号



- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
イントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
6,794,700円
- 7 契約内容  
仮想化環境のファイルサーバ、バックアップサーバ、ログ管理サーバ、及びIPS管理SEサーバを正常かつ安定的に運用するための保守作業や障害対応等の業務を委託するものである
- 8 随意契約の理由  
本契約内容を履行するためには、局内イントラ系ネットワークで接続して稼働する各種システム機器等の構成要素及びイントラネット仮想化基盤の構造を熟知している必要があります。不具合が発生した場合に、速やかに原因の切り分けや復旧作業を求められる。本契約の相手方は既存設備の供給者であることから、当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持しながら、本整備を実施するために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
イントラネットパソコンの賃貸借及び保守管理（その1-2）
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1番地  
富士通リース株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,805,096円
- 7 契約内容  
本件は、平成29年4月1日～令和3年3月31日の契約期間でリース契約し、局内の各所属に配備しているイントラネットパソコンについて、11箇月間の再リースをするための契約である。
- 8 随意契約の理由  
本件は、令和3年3月31日を期限として48箇月のリース契約をしているイントラネットパソコン（以下「当該パソコン」という。）について、11箇月間の再リース契約を締結するものである。当該パソコンの既存リース契約に引き続き契約を締結するものであり、既存リース契約の履行のみに使用するための当該パソコンのセットアップ作業や設置等の初期投資に要した経費は償却済である。新たな契約において、当該機器を活用することが可能であるため、他の者と契約を締結する場合に比べて、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みである。  
以上の理由により、既存リース契約の相手業者である富士通リース株式会社との随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市上下水道局南部拠点整備事業における庁内LAN環境構築業務

### 2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

### 3 契約締結日

令和3年9月1日

### 4 履行期間

令和3年9月2日から令和4年5月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2  
株式会社京信システムサービス

### 6 契約金額（税込み）

84,040,000円

### 7 契約内容

京都市上下水道局（以下「当局」という）の南部拠点整備事業にて整備中の新庁舎において当局の情報ネットワークを敷設するに当たり、別途調達を行うネットワーク機器を用いて庁舎内LAN環境を整備するための調査、設計及び構築等の業務を委託するものである。

### 8 随意契約の理由

当局の情報ネットワークは、行政業務情報システムをはじめとする情報系システムを運用するイントラネットワークと、料金システム等の業務サービスを提供する料金系ネットワークの2つで構成されており、両方のネットワークを1つのネットワーク機器の中に独立して共存させるとともに、外部回線を含めて共用化させている。このため、両ネットワークは接続する既存の事業所やこれらの上で稼働している情報システムと、相互に通信装置等を通じて密接に関連しており、新たに構築を行うネットワーク機器についても、既存のネットワーク機器等と接続したものとなる。

このことから、これまでの庁内LAN環境構築業務については、既存の情報システムや設備等の機能を損なわないよう当該ネットワーク全体の構成や設定を熟知している者が作業を行う必要があることから、イントラネットワーク開設当初からその運用管理を担うとともに、前述の両ネットワークによる通信機器の共用化（平成21年度）を請け負った株式会社京信システムサービスが一貫して受託してきた。

また、当該ネットワークの構成要素に起因して、不具合が発生した場合において、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められるが、当該ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本作業を実施すると、前述のとおり当該ネットワークの構成や設定を熟知していないことにより当該復旧に多大な時間を要し、この結果接続した既存のネットワーク機器等の設備やこれらの上で稼働する情報システムに関する通信に係る機能が損なわれるおそれがあり、本契約の

目的を達成することができないのみならず既契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上の理由により、当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し安定稼動を図るために、本件においては、既存LAN環境に係る構築及び運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されるものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
琵琶湖疏水の魅力向上に向けたプロモーション等業務
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年5月10日
- 4 履行期間  
令和3年5月10日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
8,281,570円
- 7 契約内容  
本件業務は、びわ湖疏水船及び琵琶湖疏水沿線への更なる魅力向上を図る業務として、(1)ふるさと納税のPR、びわ湖疏水船下り便におけるプロジェクトマッピング、びわ湖疏水船のPRポスターの作成等のプロモーション業務、(2)親子乗船に係る業務、(3)報告書の作成及びプロモーション計画の策定業務を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。  
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社JTB京都支店が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
琵琶湖疏水記念館に係る観光案内機能充実等業務
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年6月14日
- 4 履行期間  
令和3年6月14日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地  
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）  
13,000,000円
- 7 契約内容  
本件業務は、琵琶湖記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、琵琶湖疏水記念館の観光案内機能の充実等に向けた取組を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件業務委託については、琵琶湖疏水記念館における観光案内機能の充実等を行うものであり、公益社団法人京都市観光協会が運営する京都観光オフィシャルサイト「京都観光Navi」を活用したタッチパネル式デジタルサイネージの内容充実、民間旅行会社等と連携した修学旅行の誘致促進や琵琶湖疏水フィールドツアーの実施、観光客等に対するグッズ制作など、観光に特化した専門的な業務である。  
また、文化観光推進法における「琵琶湖疏水記念館を中核とする文化観光拠点計画」に基づき、国内外の観光市場の動向を踏まえた、幅広い視点からの業務展開が求められることから、受託事業者を選定した。  
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市観光協会は、京都市域において唯一、観光の振興を目的に活動する団体であ

り、観光庁から重点支援DMO（観光地域づくり法人）に指定されている。宿泊施設や寺院・神社、博物館等、1,400以上の会員を有し、特定の事業に偏らず、公平な立場から観光事業を実施できる。さらに、修学旅行生向けの特典サービスの実施や京都総合観光案内所（京都駅ビル内）、二条城売店、旧三井家下鴨別邸、海外情報拠点など、文化観光に関する施設等の運営を通じ、修学旅行生や観光客のニーズや動向を把握し、国内外の観光客の受入環境整備や誘致に関する様々な事業を推進しているため、修学旅行誘致及び観光客向けグッズ制作等のノウハウがある。また、「びわ湖疏水船」を運航する琵琶湖疏水沿線魅力推進協議会の事務局も担い、琵琶湖疏水の魅力向上に関する知見も有しているため。



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

琵琶湖疏水記念館における「KYOTOGRAPHIE」運営企画業務

2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

3 契約締結日

令和3年7月1日

4 履行期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市上京区相国寺門前町670番地10  
一般社団法人KYOTOGRAPHIE

6 契約金額（税込み）

7,499,800円

7 契約内容

本件業務は、琵琶湖記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、京都を舞台に開催されている、国際的な写真祭「KYOTOGRAPHIE」を記念館において開催するものである。

8 随意契約の理由

本件業務委託については、本件は、琵琶湖疏水記念館において、国内外の重要作家の貴重な写真作品や写真コレクションを、趣のある歴史的建造物やモダンな近現代建築の空間に展示する写真祭「KYOTOGRAPHIE」の運営企画を行うものである。「KYOTOGRAPHIE」は、一般社団法人 KYOTOGRAPHIE が創設し、これまで実施されてきたイベントであり、同イベントの企画運営に当たっては、一般社団法人 KYOTOGRAPHIE以外の者では履行することができず、その性質が競争入札に適さない。このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

「KYOTOGRAPHIE」は、一般社団法人 KYOTOGRAPHIEが創設し、これまで実施してきたイベントであり、その運営企画業務においては他の者では履行し得ないため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
琵琶湖疏水記念館コーヒーブース等運營業務
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年8月16日
- 4 履行期間  
令和3年8月16日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市上京区今出川通七本松西入真盛町743-1  
株式会社エビスデザイン
- 6 契約金額（税込み）  
7,499,800円
- 7 契約内容  
本件業務は、琵琶湖記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、コーヒーブースを含む飲食ブースの運営を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。  
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社エビスデザインが資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた整備計画等作成業務
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和3年8月2日
- 4 履行期間  
令和3年8月2日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都渋谷区神宮前1-19-19  
UDS株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
19,800,000円
- 7 契約内容  
本件業務は、記念館及び記念館を取り巻く環境の調査・分析を通じ、課題の抽出及びそれらの解決方策等を取りまとめ、更なる魅力ある施設として整備するための計画を策定するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。  
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、UDS株式会社が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人事給与システム維持サポートサービス委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区二条通烏丸東入仁王門町5番地  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
23,166,000円
- 7 契約内容  
人事給与システム（以下「本システム」という。）で管理している当局職員の人事、給与及び研修データを安全かつ正確に運用管理するために保守サービスを受けようとするものである。
- 8 随意契約の理由  
本システムは、当局の全ての所属へ人事給与業務のサービスを提供しており、株式会社京信システムサービス（以下「同社」という。）が当局との契約で独自に開発したものである。  
同社以外の事業者が本業務を行うと、本システムの動作環境及び各システム間の連結機能に支障をきたし、当局職員の人事情報、給与情報及び研修情報等の正確性を確保できなくなるなど、人事給与業務等の運用に多大な影響を与えるおそれがある。また、不具合及び修正箇所等の責任区分が不明確になり、原因究明、改修などの対処も困難になるため随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本件は既存システムの運用と密接に関連した業務であることから、本システム機能を損なうことなく、契約の目的を達成するためには、既存の関係システムの全てを開発し、その機能を熟知している株式会社京信システムサービスを契約の相手方とする。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市上下水道局インターネット受付システム保守業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区大深町4番20号  
株式会社エフレジ
- 6 契約金額（税込み）  
8,976,000円
- 7 契約内容  
本契約は、「京都市上下水道局インターネット受付システム開発業務委託」において開発され、運用を開始するにあたり、運用支援、障害対応及びシステム改修等のシステム保守の作業等を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本システムは、開発業者が京都市上下水道局向けにシステムを独自開発したものであり、本委託業務を行うためには本システムの内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握し、かつサーバーを管理している者でなければ実施できない。そのため、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されることから、本件は随意契約を採用している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
ハンディターミナルのシステム及び機器保守等委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区二条通烏丸東入仁王門町5番地  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
16,368,000円
- 7 契約内容  
ハンディターミナル機等に係るシステム及び関連機器の保守サービスを受けようとするものである。
- 8 随意契約の理由  
本件委託業務の対象となるハンディターミナルシステムは、平成16年度に株式会社京信システムサービスにより開発、納入されたシステムであり、システム開発業者以外と契約した場合、障害発生時の復旧作業に時間を要することや、システム障害が発生した際の責任区分があいまいになり、原因究明が困難になり、各業務に著しい支障が生じる恐れがある。  
また、本契約ではシステムの軽易な機能追加、機能改良も委託業務に含んでおり、システム開発業者以外が改修した場合、既存のシステム等の機能を損なうことなく契約の目的が達成することができなくなる可能性があるため、随意契約を採用している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
収納代行業者導入に伴う水道料金系システムのプログラム改修業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日  
令和3年6月30日
- 4 履行期間  
令和3年7月1日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,450,770円
- 7 契約内容  
収納代行業者の導入に伴い、水道料金系システムにおけるプログラム等の改修業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本システムは、内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握している業者以外が改修等を実施し、本システム機能や連携する他システムに障害が発生した場合、局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼす恐れがある。本システムの機能を損なうことなく、本契約の目的を達成できる相手方が1者に限定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
財務会計及び契約管理システム保守サービス
- 2 担当所属名  
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
19,008,000円
- 7 契約内容  
現在運用中の京都市上下水道局財務会計システム及び契約管理システムを安定的に運用するため、システム及びサーバ等の運用支援及び障害時保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
システムソフトウェアは、日本電気製パッケージソフトウェアを利用したカスタマイズ開発であり、運用を安定的に行うためには、システム内の内部構造や環境設定に関する技術知識を知り得た業者の選定が必要であるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
財務会計システム改修業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日  
令和3年4月13日
- 4 履行期間  
令和3年4月14日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,406,475円
- 7 契約内容  
現在運用中の京都市上下水道局財務会計システムに、令和4年度稼働予定の庶務事務システムにおいて作成した旅費データの連携機能を追加する改修業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
システムソフトウェアは、日本電気製パッケージソフトウェアを利用したカスタマイズ開発であり、運用を安定的に行うためには、システム内の内部構造や環境設定に関する技術知識を知り得た業者の選定が必要であるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新山科浄水場電話交換機更新等委託
- 2 担当所属名  
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
14,117,400円
- 7 契約内容  
新山科浄水場における電話設備一式について、局内のIP電話等に接続させるため、既存のPHS網に代わる携帯電話の電波網の整備を行うとともに、電話交換機等の通信機器の更新、設置及び設定変更等を行うもの。
- 8 随意契約の理由  
本業務は、新山科浄水場構内の電話設備一式について、総合評価方式による入札を実施し、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）により構築した電話設備と接続するため、携帯電話の電波網を整備するとともに、必要機器の更新及び設定等を行うものである。  
現在、局内の大部分の電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務において構築、運用しているが、機器の設置及び設定変更等を行うには、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく遂行することができない。  
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所電話交換機更新等委託
- 2 担当所属名  
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区海岸一丁目7番1号  
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,689,300円
- 7 契約内容  
鳥羽水環境保全センター吉祥院支所における電話設備一式について、局内のIP電話等に接続させるため、既存のPHS網に代わる携帯電話の電波網の整備を行うとともに、電話交換機等の通信機器の更新、設置及び設定変更等を行うもの。
- 8 随意契約の理由  
本業務は、鳥羽水環境保全センター吉祥院支所構内の電話設備一式について、総合評価方式による入札を実施し、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）により構築した電話設備と接続するため、携帯電話の電波網を整備するとともに、必要機器の更新及び設定等を行うものである。  
現在、局内の大部分の電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務において構築、運用しているが、機器の設置及び設定変更等を行うには、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく遂行することができない。  
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市上下水道局土木積算システムの保守管理委託
- 2 担当所属名  
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区赤坂5丁目2番20号  
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）  
11,902,000円
- 7 契約内容  
上下水道局土木積算システムを安定的に使用するために保守管理を委託するもの
- 8 随意契約の理由  
上下水道局における土木積算業務は、財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発したシステムを採用している。このシステムの技術仕様はJACIC独自のものであり、他の業者では適正な保守管理を行えないだけでなく、システム障害発生時に対処できず、上下水道事業の執行に支障を与えるおそれがある。  
また、本積算システムは、京都市建設局が管理する土木積算システムに、上下水道事業にかかる積算機能を追加しているものであり、建設局の積算システムと一体となっている。よって建設局と別の事業者を採用した場合、責任区分があいまいになるおそれがある。  
以上から、本契約の目的を達成するため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
システムの開発及び保守管理を行っている一般財団法人日本建設情報総合センターのみが、本件委託業務を実施できるため、当該業者を選定するものである。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市上下水道局土木積算システムの機能改良委託
- 2 担当所属名  
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日  
令和3年9月9日
- 4 履行期間  
令和3年9月10日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区赤坂5丁目2番20号  
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）  
4,928,000円
- 7 契約内容  
積算基準の改定に伴う上下水道局土木積算システムの機能改良を委託するもの
- 8 随意契約の理由  
上下水道局における土木積算業務は、財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発したシステムを採用している。このシステムの技術仕様はJACIC独自のものであり、他の業者では適正な保守管理を行えないだけでなく、システム障害発生時に対処できず、上下水道事業の執行に支障を与えるおそれがある。  
また、本積算システムは、京都市建設局が管理する土木積算システムに、上下水道事業にかかる積算機能を追加しているものであり、建設局の積算システムと一体となっている。よって建設局と別の事業者を採用した場合、責任区分があいまいになるおそれがある。  
以上から、本契約の目的を達成するため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
システムの開発及び保守管理を行っている一般財団法人日本建設情報総合センターのみが、本件委託業務を実施できるため、当該業者を選定するものである。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
管路情報管理システム システム運用業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）  
26,730,000円
- 7 契約内容  
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「システム」という。）の運用を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本業務委託は、現在運用を行っているシステムの運用を行うものであるが、システムで使用しているマッピングソフト（e-Water）（以下、「ソフト」という。）の動作環境の安定、データの取扱い及び信頼性を確保しながら履行する必要があることから、ソフトの独占的利用権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
水道施設台帳管理システム機能増設業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）  
15,840,000円
- 7 契約内容  
本委託業務は、水道施設台帳管理システムの機能増設を行う業務である。
- 8 随意契約の理由  
水道施設台帳管理システムは、改正水道法により作成及び保管が義務化された水道施設台帳を適切に運用，更新していくためシステム化を行うものであり，令和2年度契約の「水道施設台帳管理システム導入業務委託」において，既に導入しており，本契約ではその既存システムの機能増設を行う。  
このため，既存の水道施設台帳管理システムの機能を損なうことなく，機能増設する必要があることから随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
管路情報管理システム用ソフトウェアの賃借及びシステムの保守
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）  
10,307,000円
- 7 契約内容  
本件は、当局が運用する管路情報管理システム（以下、「システム」という。）について、システムで使用する基本ソフトウェアの賃借及びシステムが正常な状態で維持するための保守の契約を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本システムは、システム保守事業者が独占的利用権を有するソフトウェアを利用しており、契約の目的を達成するためには、保守業者である株式会社管総研に契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
管路情報管理システム システム改修業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年6月14日
- 4 履行期間  
令和3年6月15日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）  
27,720,000円
- 7 契約内容  
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「システム」という。）で使用しているマッピングソフト（e-Water）（以下、「ソフト」という。）の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本業務委託は、システムで使用しているソフトのバージョンアップを行い、利用者の利便性向上やシステム維持管理の効率化に資するシステム改修を行うものである。  
本業務委託を履行できるのは、本システムで使用しているソフトを取り扱うことができる業者に限られるが、ソフトの独占的利用権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
管路情報管理システム システム運用業務委託（その2）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年8月23日
- 4 履行期間  
令和3年8月24日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
株式会社管総研
- 6 契約金額（税込み）  
17,050,000円
- 7 契約内容  
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「システム」という。）の機能拡張を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本業務委託は、本市のシステムの機能拡張として、水理解析機能用模式図データベース作成を含めた解析機能の運用及び水理解析結果をもとに構築されている任意の重要施設から各配水場へのルート検索機能の再構成、調整、最新化作業を行うものである。  
本業務委託を履行できるのは、本システムに使用しているマッピングソフト（e-Water）を取り扱うことができる業者に限られるが、ソフトの独占的利用権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和3年04月22日	配水管布設工事 (京都市右京区嵯峨天龍寺椎野町 地内)	11,935,000	上下水道局水道部 水道管路課	株式会社吉川組	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
002	令和3年04月22日	配水管布設に伴う連絡替工事 (京都市右京区嵯峨天龍寺椎野町 地内)	8,690,000	上下水道局水道部 水道管路課	京設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
003	令和3年04月28日	配水管移設工事 (京都市西京区大枝中山町 地内)	9,020,000	上下水道局水道部 水道管路課	有限会社上村建設工業	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
004	令和3年04月28日	配水管布設替工事 (京都市伏見区観音寺町～京町四丁目 地内)	52,492,000	上下水道局水道部 水道管路課	株式会社岡村建設	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
005	令和3年05月11日	配水管布設替(その2)工事 (京都市伏見区小栗栖牛ヶ淵町～岩ヶ淵町 地内)	52,712,000	上下水道局水道部 水道管路課	株式会社山崎組	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
006	令和3年05月28日	配水管布設替(その3)工事 (京都市西京区大原野上里北ノ町～大原野上里南ノ町 地内)	36,850,000	上下水道局水道部 水道管路課	株式会社大前建設	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
007	令和3年09月21日	配水管移設工事 (京都市伏見区桃山南大島町 地内)	23,210,000	上下水道局水道部 水道管路課	吉村・村井特定建設工事共同企 業体	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
008	令和3年09月28日	配水管布設替工事 (京都市上京区河原町通東側, 梶井町～東桜町 地内)	108,350,000	上下水道局水道部 水道管路課	株式会社丸共建設	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
009	令和3年07月29日	排水管漏水修繕工事 (京都市右京区常盤森町 地内)	22,550,000	上下水道局水道部 水道管路課	マスタ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設工事（京都市右京区嵯峨天龍寺椎野町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年4月22日
- 4 履行期間  
令和3年4月23日から令和3年10月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町16番地  
株式会社吉川組
- 6 契約金額（税込み）  
11,935,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市上下水道局下水道部きた下水道管路管理センターにて施行中の公共下水道整備（その9）工事に支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事工程は、一旦仮移設を行い、その後、下水道工事を行う工程となるが、地下埋設物が輻輳している中で、下水道工事の支障とならないよう仮移設を行う必要があり、また、復元する配水管についても、下水工事にて設置される人孔と非常に近接しており、緻密な高さ調整が必要不可欠である。  
したがって、本工事を下水道工事の受注者が一体的に施工することにより、安全な施工の確保と工事の輻輳を回避でき、着工前の地元折衝、他企業との工事調整に要する時間の短縮が可能となり、大幅な工期短縮が見込めることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設に伴う連絡替工事（京都市右京区嵯峨天龍寺椎野町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年4月22日
- 4 履行期間  
令和3年4月23日から令和3年10月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区梅ヶ畑中田町4-10  
京設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,690,000円
- 7 契約内容  
本工事は、嵯峨天龍寺椎野町自治会にて施工中の私道内共同排水設備工事に支障となる給水管等の連絡替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事工程は、一旦仮設管から給水管等の連絡替えを行い、排水設備工事を行う工程となるが、排水設備工事にて設置する私道内共同排水設備は、仮設管から連絡替えした給水管と交差しており、地下埋設物が輻輳している中では、同一業者にて保全管理及び施工責任の明確化を図ることが重要である。また、本工事場所は狭隘な道路であり私道内共同排水設備と既設の浄化槽を接続する取付管は、新設配水管から連絡替えする給水管と非常に近接しているため、綿密な位置調整が必要不可欠である。  
したがって、本工事を排水設備工事の受注者が一体的に施工することにより、安全な施工の確保と工事の輻輳を回避でき、着工前の地元折衝、他企業との工事調整に要する時間の短縮が可能となり、大幅な工期短縮が見込めることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管移設工事（京都市西京区大枝中山町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年4月28日
- 4 履行期間  
令和3年4月29日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大原野小塩町342番地  
有限会社上村建設工業
- 6 契約金額（税込み）  
9,020,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市上下水道局下水道部きた下水道管路管理センターにて施行の排水路整備（浸水対策）（その3）工事に支障となる配水管を移設するものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事工程は、一旦仮設管を布設した後に排水路を設置し、配水管の復元を行うものであるが、配水管の移設予定位置と排水路の整備予定位置で交差・近接する箇所が複数あり、非常に限られたスペースに設置しなければならないため、双方の綿密な高さ位置調整が必要不可欠である。また、当該道路は狭隘なうえ通行止めをしなければ工事を行えないため、一体的に施工し、工事の輻輳を避け、通行止め期間を短縮し交通事故等を未然に防止することが重要である。  
したがって、本工事を排水路工事の受注者が施工することで、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、着手前の地元折衝、他企業との工事調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の縮減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替工事（京都市伏見区観音寺町～京町四丁目 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年4月28日
- 4 履行期間  
令和3年4月29日から令和3年12月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区静海市原町531番地の19  
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）  
52,492,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路建設部道路環境整備課にて施工中の大手筋通電線共同溝新設（その2）工事に併せて、経年により老朽化している配水管の布設替え及び支障となる配水管の移設を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、電線共同溝柵設置位置のスペースを確保する必要があるが、他企業埋設管が輻輳しており、非常に限られたスペースに配水管を布設しなければならないため、緻密な布設位置調整が必要不可欠である。また、本工事箇所は繁華街であり、通行人及び通行車両が多く、複数の施工業者が同時に作業を行うと、二次災害が生じる危険性が高くなるが、一体的に施工することで、綿密な工程調整が可能となり、施工責任の所在を明確にすることができる。  
したがって、本工事を電線共同溝工事の受注者が施工することで、一体的な施工が可能となり、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。また、工事間調整により、工期の短縮が可能になるとともに、経費の縮減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替（その2）工事（京都市伏見区小栗栖牛ヶ淵町～岩ヶ淵町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年5月11日
- 4 履行期間  
令和3年5月12日から令和4年3月18日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区田中里ノ内町40番地  
株式会社山崎組
- 6 契約金額（税込み）  
52,712,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路建設部道路建設課にて施工中の二・二・12御陵六地藏線（第三工区）道路改良（その2）工事に併せて、配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、田畑の造成後に設置される新設道路に配水管を布設するもので、地盤高及び歩車道境界との位置調整が必要であり、道路改良工事と綿密な工程調整をしなければ、計画通りに配水管を布設することは不可能である。また、道路改良工事の規制内での工事となるため、施工スペースが非常に限られており、工事が輻輳しないように工事間調整が必要不可欠である。  
したがって、本工事を道路改良工事の受注者が施工することで、同工事との一体的な施工が可能となり、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できるとともに、施工責任の所在を明確化することができる。また、工事間調整により、工期の大幅な短縮が図れるとともに、地元への負担も最小限となることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
配水管布設替（その3）工事（京都市西京区大原野上里北ノ町～大原野上里南ノ町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年5月28日
- 4 履行期間  
令和3年5月29日から令和3年12月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区竹田西内畑町124番地  
株式会社大前建設
- 6 契約金額（税込み）  
36,850,000円
- 7 契約内容  
本工事は、京都市建設局道路建設部道路建設課にて施行中の3・3・5中山石見線道路改築（その17）（その18）工事に併せて、配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本工事は、改築工事の進捗に併せて配水管の布設替えをするものであるが、新設道路部分は未完成であるため、造成完了後に配水管の埋設位置を調整しながら布設する必要があるため、一体的な施工を行わなければ、配水管を計画通りに布設することは不可能である。また、新設される水路と近接するため、配水管の布設位置について緻密な高さ調整を行う必要があるため、併せて水路設置時には布設した配水管が露出した状態となるため、防護措置を行うなど工事間調整が必要不可欠である。さらに建設局より早期完了が求められており、一体的な施工を行うことで改築工事の進捗に影響を及ぼさないようにすることができる。  
以上のことから、本工事を改築工事の請負業者が施工することにより、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに、経費の縮減にも繋がることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

配水管移設工事（京都市伏見区桃山南大島町 地内）

2 担当所属名

上下水道局水道部水道管路課

3 契約締結日

令和3年9月21日

4 履行期間

令和3年9月22日から令和4年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区西ノ京小倉町135番地  
吉村・村井特定建設工事共同企業体

6 契約金額（税込み）

23,210,000円

7 契約内容

本工事は、京都市上下水道局下水道部下水道建設事務所にて施工中の桃山南大島雨水幹線（その1）公共下水道工事に支障となる配水管を移設するものである。

8 随意契約の理由

本工事における配水管の布設位置は、新設する下水道管に対し確実に支障とならない位置へ移設する必要があるため、双方の緻密な位置調整が必要不可欠となる。また、下水道管の布設位置は、移設した水道管と非常に近接することから、下水道工事中の二次災害を未然に防ぐためには、同一業者での保全管理及び品質の確保かつ施工責任の明確化を図る必要がある。さらに本工事は早期の完了を求められており、一体的な施工を行うことで下水道工事の進捗に影響を及ぼさないようするとともに、近隣住民への負担を最小限にすることができる。

以上のことから、本工事を下水道工事の受注者が施工することで、一体的な施工が可能となり、施工責任の所在を明確化することができる。また、工事間調整が可能となり、工期を短縮することができるとともに、経費の縮減も図れることから随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

配水管布設替工事（京都市上京区河原町通東側，梶井町～東桜町 地内）

2 担当所属名

上下水道局水道部水道管路課

3 契約締結日

令和3年9月28日

4 履行期間

令和3年9月29日から令和4年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市伏見区石田大受町10番地の6  
株式会社丸共建設

6 契約金額（税込み）

108,350,000円

7 契約内容

本工事は、京都市建設局道路建設部道路環境整備課にて施行の河原町通電線共同溝新設（その2）工事に併せて、経年により老朽化している配水管の布設替えを行うものである。

8 随意契約の理由

本工事は、電線共同溝工事で敷設する柵や管路等のスペースを確保しながら配水管を布設替えするものであるが、施工箇所は地下埋設物が輻輳しており、非常に限られたスペースの中での工事となる。そのため、電線共同溝工事の進捗に合わせて埋設位置を調整する必要があり、工事調整及び一体的な施工を行わなければ、配水管を計画通りに布設することは不可能である。また、当該道路は交通量が非常に多く、工期が長期に及ぶことは市民生活への影響が大きいため、同一業者で一体的に施工することで、工期短縮及び施工責任の明確化を図り、近隣住民への負担を最小限に抑えることができる。

以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者が一体的に施工することで、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに、経費の縮減にも繋がることから随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
排水管漏水修繕工事（京都市右京区常盤森町 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日  
令和3年7月29日
- 4 履行期間  
令和3年7月29日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市右京区嵯峨新宮町39番地  
マスダ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
22,550,000円
- 7 契約内容  
本工事は、仕切弁部から漏水している排水管を修繕するものである。
- 8 随意契約の理由  
当該排水管φ400は、平成11年に布設された排水管であり、現在漏水が発生している状況である。  
今後漏水が進行すれば、断水及び濁水の影響が広範囲に及ぶことから、市民生活に多大な影響を与える恐れがある。また、当該漏水箇所をそのまま放置しておくことは、二次災害に繋がる危険性が高い。  
したがって、本工事は入札手続きによることなく、随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の理由から緊急工事業者登録の希望者募集要項第8項第1項に基づいて、令和3年度緊急工事登録業者登録のAブロック6・7月担当業者であるマスダ株式会社を契約の相手方とする。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
維持管理履歴システム運用支援業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区二条通烏丸東入仁王門町5番地  
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）  
7,821,000円
- 7 契約内容  
本業務委託は、維持管理履歴システムの安定的な稼働のために、システム障害対応等の運用保守及び運用支援業務を行うことを目的とする。
- 8 随意契約の理由  
本システムは、管路施設の維持管理情報の記録や下水道施設を清掃する際に設計書を作成するもので、サブシステムを含めて多様な機能を持つ下水道部の基幹システムである。本システムは、当該開発業者が独自に開発したものであり、保守及び運用支援業務を行うためには、詳細なシステム構成を熟知していなければならないため、専門的な知識及び技術を有する本システムの開発業者と随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
下水道台帳管理システム機能保守及び運用支援業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区内藤町87番地  
水道マッピングシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,026,000円
- 7 契約内容  
本委託業務は下水道台帳管理システム等の保守及び運用支援等を行うことにより、システム全体の正常な運用を図ることを目的とする。
- 8 随意契約の理由  
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。  
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
排水設備工事確認申請書受付審査及び検査業務等委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3  
一般財団法人京都市上下水道サービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
61,502,650円（下記7の①及び②のみ）  
※下記7の③及び④については、それぞれの処理単価に実績（業務実施件数等）を乗じた額
- 7 契約内容  
①排水設備工事確認申請書の受付・審査から検査に係る一連の業務  
②取付管新設工事申込書の受付・審査業務  
③接続ますの位置設定等を行う業務  
④水洗便所築造工事資金貸付金の償還金滞納者からの徴収及び収納に係る業務
- 8 随意契約の理由  
業務の実施に当たっては、受託者において、上下水道局と一体となった業務遂行能力を有していることが求められると共に、業者指導、検査、助成制度の審査等、専門的知識能力や技術が求められる。  
また、本業務は、公共下水道との接続に関する一連の業務として連動しており、効率的・効果的に業務を行うためには包括的に委託する必要がある。  
これらの条件を全て満たすのは、一般財団法人京都市上下水道サービス協会1社のみであるため随意契約を採用する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（B地区）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区高野蓼原町7-1番地  
株式会社植田建設工業
- 6 契約金額（税込み）  
18,255,432円
- 7 契約内容  
本委託は、表記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。  
そのため、「令和3年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（A地区）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区田中玄京町25  
株式会社斉藤工務店
- 6 契約金額（税込み）  
12,080,525円
- 7 契約内容  
本委託は、表記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。  
そのため、「令和3年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その２）工事（京都市右京区嵯峨中通町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和３年７月８日
- 4 履行期間  
令和３年７月９日から令和３年１２月２８日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区堺町通松原上る杉屋町２８２－１  
野村殖産
- 6 契約金額（税込み）  
８，４５１，３００円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局土木管理部西部土木事務所が施工する舗装道補修工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号  
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記８のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その3）工事（京都市北区北野東紅梅町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年7月30日
- 4 履行期間  
令和3年7月31日から令和3年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区景勝町50番地10  
安清道路株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
12,320,000円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、路面復旧工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その４）工事（京都市右京区龍安寺塔ノ下町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和３年８月２４日
- 4 履行期間  
令和３年８月２５日から令和４年３月１５日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市山科区大宅神納町１６０番地  
株式会社コスモテック
- 6 契約金額（税込み）  
７，５３５，０００円
- 7 契約内容  
本工事は、標記地内において建設局土木管理部西部土木事務所が施工する歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、道路工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。  
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号  
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記８のとおり

## 随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和3年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託（C地区）	19,656,923	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター八条支所	有限会社大村工務店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和3年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託（D地区）	8,178,298	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	京和産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和3年06月03日	人孔上部整備（その1）工事（京都市伏見区鑓屋町 他 地内）	7,590,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西本建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和3年06月11日	人孔上部整備（その4）工事（京都市伏見区桃山町丹後 他 地内）	4,400,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	光工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和3年06月28日	人孔上部整備（その5）工事（京都市山科区大塚森町 他 地内）	14,300,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	ワールド建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
006	令和3年08月23日	人孔上部整備（その6）工事（京都市伏見区小栗栖岩ヶ淵町 他 地内）	3,800,500	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社山崎組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
007	令和3年09月02日	人孔上部整備（その3）工事（京都市南区吉祥院西ノ庄門口町 他 地内）	6,215,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	平安建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
008	令和3年09月24日	人孔上部整備（その7）工事（京都市下京区七条御所ノ内南町 他 地内）	8,888,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	光・山口特定建設工事共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（C地区）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター 八条支所
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市西京区大枝沓掛町13-84-309  
有限会社大村工務店
- 6 契約金額（税込み）  
19,656,923円
- 7 契約内容  
本件業務委託は、表記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。  
そのため、「令和3年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（D地区）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区上鳥羽角田町89番地  
京和産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
8,178,298円
- 7 契約内容  
本件業務委託は、表記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。  
そのため、「令和3年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その1）工事（京都市伏見区鍵屋町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年6月3日
- 4 履行期間  
令和3年6月4日から令和3年8月2日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区竹田中川原町431番地  
西本建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,590,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩車共存道路整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、歩車共存道路整備工事区域内で実施するものであるため同整備工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。  
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その4）工事（京都市伏見区桃山町丹後 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年6月11日
- 4 履行期間  
令和3年6月12日から令和4年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地  
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
4,400,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、標記地内において京都市上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであるため同整備工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。  
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その5）工事（京都市山科区大塚森町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年6月28日
- 4 履行期間  
令和3年6月29日から令和3年9月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区上鳥羽岩ノ本町89番地  
ワールド建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
14,300,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、標記地内において京都市上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであるため同整備工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。  
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その6）工事（京都市伏見区小栗栖岩ヶ淵町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年8月23日
- 4 履行期間  
令和3年8月24日から令和4年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区田中里ノ内町40番地  
株式会社山崎組
- 6 契約金額（税込み）  
3,800,500円
- 7 契約内容  
本件工事は、標記地内において京都市建設局道路建設部道路建設課が施工する道路改良工事に際し既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、道路改良工事区域内で実施するものであるため同整備工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。  
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その3）工事（京都市南区吉祥院西ノ庄門口町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年9月2日
- 4 履行期間  
令和3年9月3日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区田中野神町21番地  
平安建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,215,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、標記地内において京都市建設局道路建設部道路環境整備課が施工する駅北側アクセス通路及び歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、駅北側アクセス通路及び歩道整備工事区域内で実施するものであるため同整備工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。  
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
人孔上部整備（その7）工事（京都市下京区七条御所ノ内南町 他 地内）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日  
令和3年9月24日
- 4 履行期間  
令和3年9月25日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地  
光・山口特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）  
8,888,000円
- 7 契約内容  
本件工事は、標記地内において京都市建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩道整備工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由  
本件工事は、歩道整備工事区域内で実施するものであるため同整備工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通安全管理に要する経費の軽減等が実現する。  
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
鳥羽 普及啓発業務及び下水道技術研修業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第1課
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3  
一般財団法人 京都市上下水道サービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
23,235,300円

### 7 契約内容

下水道事業に対する市民の理解向上及びイメージアップを図ることを主な目的としている。小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内を行い、下水道事業の普及啓発を行うとともに、見学コース等にあるせせらぎ用水施設の保守管理を行うものである。また、当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図るため、下水道技術研修施設を効果的に活用した研修を行うものである。

### 8 随意契約の理由

本業務は、環境学習の一環として鳥羽水環境保全センターを訪れる小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内、再制水利用施設であるせせらぎ水路について再生水利用の水質基準等に適合するよう保守管理すること、並びに下水道技術研修施設を活用した研修の実施により当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図ることを主な内容としており、本業務を遂行するに当たっては、以下に掲げる能力が必要である。

- (1) 一般市民等見学者に対して本市水道事業・公共下水道事業を正確に説明し、確実に理解してもらうため、下水処理施設の内容のみならず、水循環に対する知識、法制度など水道・公共下水道全般にわたって精通していること。また、市民の理解を深めるため、本市水道事業・公共下水道事業に関する歴史的背景を十分に理解し説明できるとともに、長期的・継続的視点に立った広報を効果的に展開できること。
- (2) せせらぎ水路は、再生水を利用した施設として、公共下水道事業の普及啓発の観点から環境学習や施設見学と効果的に連携させて活用し、一般市民が下水道に親しみを持ち憩いの場として利用できるように常時開放した施設である。そのため、本水路の説明には上記(1)に掲げる能力が必要となるとともに、再生水利用施設として、再生水利用の水質基準等に適合するよう管理できる

専門的知識・技術を併せ持つこと。

- (3) 下水道技術研修施設は、体験型の実習を通じて、下水道の維持管理に必要な知識・技術の習得及びノウハウの継承を行うために活用することを目的としており、効果的な研修及び運営を実施するためには、管路系、機械系、電気系それぞれの分野において豊富で幅広い下水道の知識・経験・専門的技術を有する必要があること。

以上の条件を満たすものは、一般財団法人京都市上下水道サービス協会 1 者のみである。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

## 10 契約の相手方の選定理由

一般財団法人京都市上下水道サービス協会は、本市の外郭団体として、長年にわたり本市の水道事業・公共下水道事業を補完してきた。また、本業務は、本市水道事業、公共下水道事業を全般にわたり熟知し、本市の水道・下水道施設及び設備を広く把握するとともに、下水道の維持管理に必要な専門知識・技術が必要となるなど、豊富な経験に基づく幅広い知識及び技術が求められる。これらの条件をすべて満たす者は 1 者しかいないため、一般財団法人京都市上下水道サービス協会に委託するものである。





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
伏見 2号雨水ポンプ用ディーゼルエンジン修理（京都市伏見区横大路千両松町255番地）
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部伏見水環境保全センター
- 3 契約締結日  
令和3年4月1日
- 4 履行期間  
令和3年4月1日から令和3年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市潮江一丁目3番30号  
ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
8,800,000円
- 7 契約内容  
伏見水環境保全センターの2号雨水ポンプ用ディーゼルエンジンが長期使用により冷却水系統が老朽化し運転が不能となっているため、エンジンを分解し、冷却水系統の腐食除去、部品交換及び整備を行い機能復旧するものである。
- 8 随意契約の理由  
当該機器は伏見水環境保全センターの降雨時に流入下水が増加した際に運転する雨水ポンプ用ディーゼルエンジンであり、排水能力の低下により大雨時の浸水リスクが高まり、市民生活に影響を及ぼすため、緊急に修理するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当該機器は、ヤンマー株式会社が独自の開発技術を駆使して設計・製作されたものであり、故障原因の調査及び復旧方法の提案にあたっては、その構造・機能を熟知している必要があるため、当該機器製作者の維持管理部門であるヤンマーエネルギーシステム株式会社を選定するものである。



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市公共下水道施設マネジメント（管路）基本方針検討（その1）業務委託

### 2 担当所属名

上下水道局下水道部計画課

### 3 契約締結日

令和3年7月16日

### 4 履行期間

令和3年7月17日から令和4年3月15日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646  
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所

### 6 契約金額（税込み）

15,675,000円

### 7 契約内容

管路の改築更新に当たっては、旧規格管路や重要な管路を対象に優先的に進め、事業の推進を図っているところであるが、今後、これまで以上に老朽管が増大していく中で改築更新を進めていくためには、「重点対策エリア」をスクリーニング調査の導入により抽出することで、より一層効果的・効率的に管路の改築更新事業を推進していく必要がある。過年度実施委託の知見をもとに、新型管口カメラを用いた1次スクリーニング調査を実施し、評価手法について検討を行ったうえで、重点対策エリアの抽出を行うものであり、調査結果を踏まえ、管路点検調査・計画策定支援システムの機能向上を図るものである。

### 8 随意契約の理由

施設マネジメント支援システムのうち、管路点検調査・計画策定支援システムについて、管路改築更新における優先順位の決定に必要なデータベースを構築するため、破損等のリスクが高い旧規格の管路を対象に管口カメラ調査を行い、その調査結果を踏まえて、管路点検調査・計画策定支援システムの機能を向上させるものであり、機能を向上させるためには、システムの内部構成を変更する等、システム改修が必要となるが、これらの機能を確保した上で改修を行うことができるのは、その稼働環境や内部構成等を熟知している開発・保守業者である契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。

### 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
合流式下水道改善対策評価手法調査研究業務委託
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日  
令和3年7月21日
- 4 履行期間  
令和3年7月26日から令和4年3月4日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区水道町3番1号  
公益財団法人 日本下水道新技術機構
- 6 契約金額（税込み）  
9,900,000円
- 7 契約内容  
本業務委託は、合流式下水道の雨天時モニタリングにおいて、既存の流出解析の汚濁シミュレーション結果等を用いて処理場の流入水質による評価手法の妥当性を検証するとともに評価精度の向上を図るものである。
- 8 随意契約の理由  
合流式下水道改善事業の効果を評価する際には、管路網や雨水吐室の状況等の特性を十分に考慮する必要があり、全国的にも特に規模の大きい鳥羽処理区を擁する本市において本業務の目的を確実に達成するためには、雨天時モニタリングに関して他の者が有しないノウハウや多くの技術情報を有し、客観的かつ妥当性の高い合流式下水道改善事業の評価手法を立案できる事業者が契約の相手方に特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
分水施設機能検証のための水理模型実験
- 2 担当所属名  
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日  
令和3年4月28日
- 4 履行期間  
令和3年4月28日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区水道町3番地1号  
公益財団法人 日本下水道新技術機構
- 6 契約金額（税込み）  
18,590,000円
- 7 契約内容  
本委託業務は、鳥羽第3導水きょ公共下水道工事において、既存の堀川1号幹線から計画上、大量の分水を行う設計となっており、この分水人孔について、設計条件を満たす構造を有していることの確認、検証を行うため、水理模型実験を委託するものである。
- 8 随意契約の理由  
本委託業務の履行に当たっては、大規模な下水道施設における複雑な水理を模型実験で再現することができ、その解析を行ったうえで、技術提案ができる専門知識、技術を有している団体が1者のみであるため、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり